

## 第9章 災害復旧計画

公共施設の復旧は、単なる原形復旧にとどまらず、災害の再発生を防止するために必要な改良復旧を行うなど将来の災害に備え、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、早期復旧を目指して実施する。

## 1 災害復旧の実施

市長その他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、速やかに被災した施設、設備などの災害復旧を実施する。

## 2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次のとおりとする。

### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ① 河川
- ② 砂防設備
- ③ 林地荒廃防止施設
- ④ 地すべり防止施設
- ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設
- ⑥ 道路
- ⑦ 下水道
- ⑧ 公園

### (2) 農林水産施設災害復旧事業計画

### (3) 都市施設災害復旧事業計画

### (4) 上水道災害復旧事業計画

### (5) 住宅災害復旧事業計画

### (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

### (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

### (8) 学校教育施設災害復旧事業計画

### (9) 社会教育施設災害復旧事業計画

### (10) その他災害復旧事業計画

## 3 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、予算の範囲内において国及び北海道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、資料P57「災害復旧に係る事業別国庫負担等一覧」のとおりである。

(資料P57：「災害復旧に係る事業別国庫負担等一覧」)

## 4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、市は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

なお、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）による財政援助については、資料P62「激甚法による財政援助一覧」のとおりである。

(資料P62：「激甚法による財政援助一覧」)